

令和 7 年度米沢市猫の避妊手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、適正に飼養されていない飼い猫及び飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、生活環境の向上を図るため、猫の避妊手術に要する費用に対し、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和 43 年米沢市規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の両方を摘出する手術をいう。
- (2) 去勢手術 雄猫の精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 避妊手術 不妊手術又は去勢手術をいう。
- (4) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から市内で飼養されている猫をいう。
- (5) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、市内に生息している猫をいう。
- (6) 多頭飼育 猫の繁殖により、飼い主又は近隣の生活環境に悪影響を及ぼしている状態をいう。
- (7) V字カット 避妊手術済みの猫であることを識別できるように、耳の一部をV字の形に切断する措置をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する個人又は市内に事業所若しくは代表者の住所を有する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、補助対象者が個人の場合にあっては、市長が特に認める場合を除き、その者が属する世帯に、当該補助金の交付決定を受けた者がいないものに限る。

- (1) 多頭飼育又は日常的な屋外飼育により近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫に対し、県内の動物病院で避妊手術を受けさせようとするもの
- (2) 飼い主のいない猫に対し、県内の動物病院で避妊手術を受けさせようとするものであって、次に掲げるすべての事項を遵守できるもの
ア 継続的に給餌、給水等の世話をし、適正に管理すること。

イ 避妊手術前の生息場所に戻す場合は、片方の耳にV字カットの措置を講ずるとともに、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るよう努めること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に実施する避妊手術に要する費用
- (2) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のいずれか低い額以内の額とする。

- (1) 補助対象経費の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (2) 不妊手術を受けた猫の数に1万円を、去勢手術を受けた猫の数に5,000円を乗じて得た額を合計した額

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、同条第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 避妊手術を受けさせようとする猫の生活環境が分かる書類
- (2) 飼い猫の場合は、避妊手術に係る飼い主の同意書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 補助対象者は、令和8年3月31日までに避妊手術を実施できないと見込まれる場合又は避妊手術の実施が困難となった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 避妊手術に要した費用の領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。